

書評 富谷至編『辺境出土木簡の研究』

高 村 武 幸

中国出土の簡牘はその数量・内容ともに増加の一途を辿っているが、最近公表された簡牘は、湖南長沙走馬樓吳簡・湖南龍山里耶秦簡など古井戸から発見された簡牘や、湖北荊州関沮秦漢墓簡牘や湖北江陵張家山漢墓竹簡など墓葬から出土した簡牘が大半である。こうした状況を反映してか、近年の日本における中国簡牘研究では、敦煌漢簡・居延漢簡など辺境出土簡牘を用いた研究は相対的に減少しており、やや停滞気味の観があった。

ここでとりあげる『辺境出土木簡の研究』は、そうした辺境出土簡牘の研究状況を大きく進展させる、大部の研究論文集である。辺境出土簡牘に関心を持つ者として、本書の公刊は大変に喜ばしいことである。編者・富谷至氏の序文によれば、本書は京都大学人文科学研究所東方学研究部で一九九六年四月から二〇〇〇年三月にかけて、富谷氏を班長として行われた共同研究の成果報告書である。これまでに、多大な研究成果を挙げている研究者が執筆した十四編の論文を、内容から三部に分けて収載している。構成は以下の通り。

序

第Ⅰ部 視点と方法（収録論文五編）

第Ⅱ部 制度と社会（収録論文六編）

第Ⅲ部 事物と認識（収録論文三編）

引用文献目録・出土簡牘番号索引

以下、第Ⅰ部から順番に各論文の内容を概観していこう。

第Ⅰ部「視点と方法」：井波陵一「王国維と二重証拠法」は、『流沙墜簡』著者・王国維が、既存の学問体系への位置付けが難しい新資料・敦煌簡牘を分析したスタイルに注目し、彼の学問全体に如何なる意義を有したかを論ずる。『流沙墜簡』では正史や漢碑と簡牘を同等に扱い、文献による補強を受けつつ簡牘の性格や具体的事実を明らかにした。この「紙上の材料」と「地下の材料」を用いる二重証拠法は、冷静・客観的な態度で事実考証を行い中国史の変化のダイナミズムを探りあてる当時最新の方法論で、さらに「二重」とは「紙上」と「地下」に限らず様々な史料を、一定の解釈を施されることによる束縛から解き放ち、思いがけない視点から別の

潜在的可能性を見出すことであつた。王国維はこうした不断の紡ぎ直しを中国史全体に対して行い、中国史の概念そのものの転換を促したとする。藤田高夫「出土簡牘より見たD21遺址の性格」は、玉門関・玉門候・千秋燧など、従来から説の分かれる敦煌馬圈湾遺址（D21遺址）の性格について、出土簡牘から設置官署の比定を試みたもの。遺址出土簡牘からそこに設置された官署を特定する方法論を確認して検討を進め、「検」（宛先を書いた付札）やその他の付札類からの推定は不可能とし、送達文書（文書送付に関し発信者・受信者の記された文書）からは時期により複数の官署が設置された可能性を指摘した上で、千秋燧がこの地に置かれており、先に玉門候官と、後に大煎都候官と併置されたのでは、と推定する。角谷常子「簡牘の形状における意味」では、簡牘の時代における簡牘の持つ意味や原則をおさえる必要性から、形と内容について考察されている。①正本は両行（二行書きの簡）、控えは札（一行書きの簡）に記す傾向がある。②「記」は幅広単独簡に記され、私的性格のある文書で、公文書であつても非公式な要素が含まれる。③冊書は公式性の高い文書に用いられる形式である（それに用いられる両行も格の高さがある）。④多面体の簡は檄で、本来の意義は有事における情報伝達であつたが、別の用途の例もあり、さらに板状の簡を削り多面体に似せた檄もあり、意義に変化が生じている。鷹取祐司「漢簡所見文書考——書・檄・記・符——」は、「某到」と記された簡（「某到」の某はこの語

が記された文書自体を指す）を集成して書式を考察し、当時の文書の種類と特徴を明らかにする。①「書」「記」は各々一定の書式を有したのに対し、「檄」は「書」「記」双方の書式が含まれ、書写材料名と考えられる。②「書」は訓告の文言「如律令」で結ばれることで律令・詔書と同等化された文書である。③「記」は記したものを全てを指し、特定の文書を指す語ではない。「記」のうち末尾に「有教」とある下達文書は発信官署長官の指示で長官以外の吏が発信した。また下達文書の「記」と「書」は権威に差がある程度で明確な使い分けはない。④「符」は外出・移動許可証で、割符ではなく封泥匣を持つ符もある。柴生芳（藤井律之訳）「敦煌漢晋懸泉遺址」は、一九八七年発見の懸泉遺址の概要を述べたもの。甘肅省文物研究所により一九九〇年一〇月から一九九二年一二月にかけ、前後五段階の発掘調査の結果、六〇七五㎡の漢晋の駅伝施設遺跡の構造が明らかにになり、約二三〇〇〇点の簡牘と三〇〇〇点余の遺物が発見された。遺址は、廃棄物堆積区（トレンチ二六個、五層、武帝晚期～後漢初）・厩跡（トレンチ三三個、六層、元帝～魏晉）・建築跡（トレンチ九個、五層、宣帝～魏晉）・建築跡（トレンチ四五個、六層、武帝～魏晉）・倉庫・厩跡／廃棄物堆積（トレンチ二三個、五層、昭帝～成帝）・廃棄物堆積（トレンチ二個、六層）の六区画に分けられるという。その他、時期区分や編年、遺跡写真が収められている。

第Ⅱ部「制度と社会」…宮宅潔「漢代の敦煌戦線と食糧管理」で

は、敦煌地域の穀物管理について考察されている。現地での生産物からの租税・買い上げ、内地からの輸送などにより調達された穀物は、大方盤城（氏によれば「昌安倉」に比定）などの穀倉に搬入され、各施設付置の小倉庫「内」に分配され、個人に配給された。経常穀物支給は、「廩名籍」（部単位の見積）作成→候官で検査後支給台帳作成→候官で部単位に穀物受給（受領記録作成）の手順で行われ、旅行者等に対する非経常支給は通行証等受給資格証書があれば支給した（不正防止のため割符作成）。これら穀物の出納は「穀出入簿」により記録された。佐藤達郎「馬圈湾出土の食糧支給関係簡」は、馬圈湾遺址出土簡でもっともまとまった数量のある食糧支給関係の簡牘を集成・分類する手法により、同地設置官署の性格を見ようとするもの。その結果、食糧支給対象者に偏りがみられる（吏の妻子従者への支給が多い）一方、部燧単位での支給例が少ないという特徴が判明した。また、候官や都尉府であれば出土しそうな司法・人事などの文書がなく、遺址の立地条件も候官にはおかしいという点を付け加え、この結果、馬圈湾設置の官署は千秋亭（燧）ではないかとする。藤田論文とは別個の手法で馬圈湾遺址の性格について論じており、千秋亭という点では一致するが、候官の存在については論が分かれた。鵜飼昌男「漢代郡太守の持つ人事権について―地方長吏の欠員を視点に―」では、簡牘中にみえる地方長吏の欠員の検討から郡太守の人事権を論じている。まず居延漢簡を用い、異動

対象者は「遣」（現任署を公に離れる際に必要な文書）を受け候官に出頭、辞令を受けて新任署に異動するという叙任・異動発令手続を考察し、尹湾漢墓五号木牘に見える「未到官」は辞令も「遣」も受けながら着任してこないことを示し、死亡・免官も含め東海郡には一割強の長吏欠員が生じていたとする。この長吏欠員は文献にも見え、郡は対策として通常、現地・他県の長吏に業務代行させたが、「守令・守長」Ⅱ郡吏派遣による代行の例もある。この郡吏派遣による代行は単なる欠員補充にとどまらず、郡の属県支配の一手段としての側面があり、郡太守は守官以外の属県長吏に対する一定の人事権を有したと結論する。米田健志「漢代印章考」は、従来の中国印章研究とは異なり官僚機構での印章使用の観点から印章を考察する。まず、官職任命時、三公・郡太守・列侯は皇帝の面前、千石以下の官は公車司馬で官印を授けられ、宮闕で謝表を奉り赴任した。官僚は常に官印を身につけ、辞職の際は印綬返還を上奏、受理されると皇帝へ返還され、免官・転任の際は自ら宮闕へ返還に来た（三公以外）。また前任者の印綬は後任者に引き継がれた。文書行政の現場では、書記官作成の発信文書を長官に見せて長官の官印（無官印身分の長官や代行者は私印）で封印した。そのため長官無署名でも有効であった。開封は書記官が行なったが、必要ない限り長官らは関わらなかったとする。竺沙雅章「居延漢簡中の社文書」では居延漢簡の社文書としてまとまっているEPF二一・一五三―一六一（建武

五年八月)とEPT二〇・四(建武八年三月)に加え、他の関係簡牘から、社の祭祀の実態について、①居延の社は、運営(特に会計面)で官に依存し、構成員も吏卒らによる官社に近いもの。②建武五年の社の祭祀は、同年夏に河西の寶融が光武帝に服属した直後で、重要な政治的意味を持つ。③勸農掾史の参与から、社と勸農には深い関わりがあり、唐代までその伝統が踏まえられた。とするほか、祭祀に先立つ齋戒等について『続漢書』礼儀志との符号を指摘し、また簡牘下行文書の文言「告甲謂乙」にも新解釈を示す。亭について新史料を活用しつつ論じたのが富谷至「亭制に関する一考察—漢簡に見える亭の分析—」である。まず、居延漢簡EPT五〇・三簡から居延県には二四の亭が存在し、他の機関・官署と併置(郷亭・郵亭など)されることもあったとする。次に従来不明であった「郵」「亭」の関係について文書通伝方法「以郵行」「以亭行」の観点から考察し、「以亭行」は亭(郵亭以外の亭も含む)を「以郵行」は郵を伝送され、両者を区別するのは郵書の分配処理機関とその内容が異なるためと結論。さらに議論百出の「十里一亭、十里一郷、十亭一郷」について、張家山漢簡『二年律令』から、『漢書』の「十里一亭」の十里は郵亭間の距離を、「十亭一郷」は一郷内の亭数を示すとする。最後に亭の職責として治安警察業務を挙げる。

第三部「事物と認識」…大川俊隆「『狽狽』考」は、敦煌馬圈灣漢簡中の上奏文にみえる「狽狽」(馴れきって驕る)という語を構成

する文字の成立過程を文献資料・金文・他の出土資料から綿密に考証している。「曳」に「引き寄せて習熟する」字義が生じた際に「狽」の字が生じ、簡略化され「狽」となった。一方「狽」は「擾」の多くの字義中、「馴狎」から「復」に引伸、「狽」となり「習熟」の義になった。両者は別個の過程を辿って前漢後期→王莽期に近義の字となり、「習熟してなれる」連文となった。そこに「馴れきって驕る」という貶義が出てきたのは、犬旁が前漢後期ごろ悪い意味で用いられるようになったことと関わる、とする。吉村昌之「出土簡牘資料にみられる暦譜の集成」では、従来の暦譜に関する学説を整理し、年代のわかる暦譜が全て集成・分類された。まず、A…年暦譜(一年単位で使用するための暦)とB…月暦譜(二月毎の暦)に大別し、Aを区分して、ア・単板式年暦譜(一年分の情報が一枚の板に記される)とイ・編冊式年暦譜(一本の簡に日付と一〜十二月の当該日干支が記され三〇〜三二本の簡からなる冊書を形成)とに分類。Bは多様な種類があり、縦読式・横読式・複段式などに分類。その上で、漢代の暦の頒布について、最も詳細な編冊式年暦譜ではなく、一年分の暦を作るに足る情報を記した単板式年暦譜の形式で行われた可能性や、二十四節季は後漢の四分暦の時期から考慮されるようになったことに言及する。杉本憲司「漢代の武庫—尹湾簡牘を例に、内郡と辺郡の武器—」では、まず、東海郡の武庫の帳簿・尹湾漢簡「武庫永始四年兵器集簿」に、皇帝用とみられる「乗輿」と頭書

される武器が記されている点について検討し、①皇帝の巡遊に備えてのこと、②諸侯の車も「乗輿」といった可能性があり、東海郡内に一八存在する侯国と関連、などの点を指摘し、さらに皇帝用品とそれ以外の用品を分けるのは、その経費が少府と大司農とに分かれているためとした。また辺郡の兵器と比較し、内郡には様々な戦車類が多い一方、守城用兵器が少ないとする。兵器の製造・管理については、一般的な兵器は大司農の経費で製造され、工官から都の武庫を経て各辺郡武庫に配備されたとする。

以上のような蕪雑なまとめで、正確な要約になりえたか心許ないが、これで概観を終えたい。次に、個々の論考に対して感じたことを述べる。本来、全収載論考に対しコメントすべきであるが、紙幅の都合もあり、評者の関心により四編を選ばせていただいた。

藤田高夫氏の論考では、従来から諸説ある敦煌馬圈湾漢簡出土遺址D21設置官署推定の試みがなされている。出土簡牘の矛盾を丹念に検証していく手堅い手法は評価されるべきである。結論としては、千秋燧を想定し、そこに時期により玉門候官や大煎都候官が併置されていたことを示唆する。簿籍の集成から同遺址の性格に迫った佐藤達郎氏の論考でも千秋燧の可能性が指摘されており、候官併置の問題は措くとして、「D21＝千秋燧」をもう少し強く打ち出しても良いと思われるところを、なお残る疑問点に配慮されてか、可能性の指摘に止めた点、非常に慎重という感を受けるが、現状では佐藤

氏の論考とあわせて望み得る最高水準の考察といえるのではないか。一方では、今後、これだけの考察を経ても性格がとらえきれない馬圈湾遺址出土簡牘を用いるについては、これまで以上の慎重さが求められるように感じた。また、玉門関都尉と玉門都尉・玉門関候官と玉門候官との関係について、それぞれ同一の官の別称とする見解は重要である。

富谷至氏の論考では、個別の文書の検（内検）と複数の文書をまとめて収納した囊につけた検（外検）の二種の検から考察を進め、外検はその囊の最終目的地を示し、囊中には途中の郵や亭宛の文書も入っていたとされる。素朴な疑問として、甲渠候官宛の外検の存在は確かだが、例えば南から北行する便「北書」なら、通伝路途中の甲渠候官より、さらに北の居延都尉府や居延県を最終目的地とし、途中で甲渠候官宛郵書を抜き取った方が、甲渠以北居延までの郵・亭宛郵書も入れられるのでは、と感じた（居延発南行便も同様）。郵亭宛郵書も入っているが甲渠候官まで行けば充分な、甲渠宛外検を付した囊と、甲渠以北（以南）へ行くべき郵書が入っている囊とがあった、と考えてよいのだろうか。偶然かも知れないが、居延漢簡の郵書課・刺類の記載によると、管見の限りでは郵・亭宛や部隧発信文書の例がみられないようで、一候官もしくは一都尉府の管轄内都で完結したであろう文書と、他の候官・都尉府等が関わる文書とは別扱いであった可能性はないか。⁽¹⁾現状では、郵駅施設ではない甲

渠侯官中心に検討せざるを得ないため、望蜀の言ではあるが、随所で重要な指摘がなされた論考だけに、こうした点も含めもう少し詳説が欲しいと感じた。「十里一亭」の十里を里程と断じた点は、新出の張家山漢簡の内容を取り入れて検討された、説得力ある主張である。従来から注目されてきた問題であり、懸泉置漢簡公表後ににおける亭制研究において、本論考は必読の考察となろう。なお論考の骨子とは無関係だが、張家山漢簡「二年律令」「行書律」二六五簡の一節「…有物故、去、輒代者有其田宅、有息戸勿減、…」を「(郵の施設が) 古くなり使用できなくなれば、撤去する。代替地に田宅があり、子供がいる戸口が含まれておれば、それらを減少させてはならない」と解されるが、「(郵業務の従事者が) 死去・転居したら、代わりの者がその田宅を所有する、…」と解せないか。

竺沙雅章氏の論考について。居延の社が運営面で官に依存し、構成員も吏卒を中心とし官社に近いとの指摘は、居延漢簡が官署遺跡出土である点を考慮に入れねばならないが、この辺境の居延に形成された社会を考えるにあたって示唆に富む。内地からの移民により形成された河西四郡の社会は、設置の経緯や、官である辺境防衛組織と日常的に深く関わらざるを得なかったため、官(国家)の関与が強かったと推察されるが、こうした点を説明する上で、社性格は重要な手がりとなり得る。また、下達文書の文言「告甲謂乙」について、「甲と乙双方に伝達すること」とする通説に対し、竺沙

氏は後世の文書の用例などから、「甲を通じて乙に伝達する」意と解した。これに関連して、最近一部の写真・釈文が公表された里耶秦簡の下達文書中、竺沙氏の解釈の如く「甲を通じ、乙と丙に伝達」と考えられる事例があった⁽²⁾。また「告甲謂乙」の甲にあたる官に尉が多いとも指摘されたが、とすると文書通伝の面から尉の役割を再考する必要があるのではないか。新出簡牘の内容を踏まえ、評者も積極的に再検討したい問題である。

吉村昌之氏の論考で、暦の頒布が詳細な冊書形式の暦ではなく、作暦用基礎情報を記した木牘一枚であった可能性が指摘されたことは大変興味深い。また膨大な暦譜類の集成・分類が、今後有用な基礎研究となることは疑いない。ところで、銀雀山漢簡「元光元年暦譜」は六九cmの長さがあり、尹湾漢簡「元延二年日記」の約三倍であるなど、暦譜(吉村氏の分類では編冊式年暦譜)には同一書式でも簡長が大きく異なる例がある。この違いが意図していることかどうかは、簡牘の長さを内容により変えた(経書や詔書など)とされることと関連し、無視できないのではないか。胡平生氏は、「元光元年暦譜」は漢の三尺一律令を記す簡長といわれる⁽³⁾に合致するとし、暦譜には中央政府頒布のもの(法律的効力がある)と、それをもとに郡国官府や個人が作成したもの(一般的文書で、簡長もまちまち)とがあり、「元光元年暦譜」が三尺なのはまさしく法律の書としてみているからである、と、暦譜簡の長さから検討した結果、暦の頒布に

については吉村氏と異なる見解になっている。評者は吉村説に説得力を感じるが、頒布用の曆に三尺の簡を用い權威付けた可能性も否定出来ず、この点、曆譜構成簡牘の長さに対する氏の見解が簡単にでも示されていればと感じた。

以上、非才を省みずに本書の内容を紹介してきたが、執筆者の本意を誤解した箇所も多いのでは、と恐れる。執筆者各位のご海容と、大方のご指正を切にお願いしたい。

本書収載の各論考を読み進めると、各執筆者が簡牘資料、特に辺境出土簡牘に対して慎重に史料批判を行ないつつ、最大限の情報を引き出すことに成功していることがわかる。辺境出土簡牘の利用には、本書の富谷氏の序文にある如く、煩瑣な操作が必要である。その手間を厭わなくとも、辺境出土の故に、得られた情報も「辺境特殊事情」として、例えば墓葬出土の律令類に比べ低い評価しか与えられていないように思われる。辺境の特殊性は無視できないが、内地との極端な差異を想定するのも非現実的で、また如何なる資料も普遍性と特殊性が混在しており、辺境出土簡牘のみの問題でもなからう。慎重な検討を行なえば、辺境出土簡牘が語る情報を内地にも適用可能であり、特殊性を過剰に意識することで見えなくなるものがあるのではないか。本書収載の各論考を読み、改めてそのように感じた。その辺境出土簡牘を用いる方法は研究者ごとに異なるし、また多様でなければならないと思うが、敦煌漢簡出土より一世紀を

経ようとし、様々な「地下の材料」同士の比較検討も可能になった現在、本書収載の井波陵一氏の論考で論じられた、簡牘学研究の開拓者・王国維の方法論を振り返り、見直すことは意味のあることと思われる。

冒頭でも触れたが、本書収載の各論考は辺境出土簡牘を用いた研究の状況を大きく進展させよう。さらに簡牘学に限らず、今後の中国古代史研究において必ず参照されるべき成果であることを強調し、拙評を終えたい。

(二〇〇三年二月朋友書店刊、B五判五七六頁、本体一六〇〇円)

註

- (1) 大庭脩「『檢』の再検討」(『漢簡研究』同朋舎出版、一九九二年十二月)でも候官内文書と候官外文書の可能性に触れられている。
- (2) 榎山明「秦代公文書の海へ——湖南龍山里耶出土の簡牘を読む」(『東方』二六八、二〇〇三年六月)、湖南省文物考古研究所・湘西土家族苗族自治州文物処・龍山県文物管理所「湖南龍山里耶戰國—秦代古城一号井発掘簡報」(『文物』二〇〇三年第一期)参照。
- (3) 胡平生「簡牘制度新探」(『文物』二〇〇〇年第三期)。